

学校運営協議会規則

平成28年 2月12日
教育委員会規則第1号

改正 平成30年 4月 5日教育委員会規則第7号 令和 2年 3月16日教育委員会規則第5号

学校運営協議会規則をここに公布します。

学校運営協議会規則

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第47条の5第1項の規定により、長野県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管に属する学校のうち別に定める学校(以下「対象学校」という。)に学校運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 校長は、協議会の設置を希望するときは、別に定めるところにより、教育委員会に設置の申請をするものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 当該対象学校の校長
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 対象学校の校長は、委員にふさわしい者を推薦することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(秘密保持義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(解任)

第5条 教育委員会は、委員たるにふさわしくない非行があったときその他特別の理由がある場合は、任期中であっても、委員を解任することができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員が互選する。ただし、当該対象学校の校長は、会長となることができない。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会の承認を得なければならない事項)

第8条 法第47条の5第4項に規定する教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校の運営計画に関する事項
- (2) 学校の組織編成に関する事項
- (3) 学校の予算の編成及び執行に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(意見の聴取)

第9条 協議会は、法第47条の5第6項又は第7項の規定により教育委員会に対し意見を述べようとするときは、あらかじめ、当該対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(職員の任用に関して意見を述べることができる事項)

第10条 法第47条の5第7項に規定する教育委員会規則で定める事項は、学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項(特定の個人に係るものを除く。)とする。

(対象学校の運営状況に関する評価等)

第11条 協議会は、当該対象学校の教育活動その他の学校運営の状況について、少なくとも毎年度1回、評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 協議会は、地域住民及び保護者に対して、積極的に自らの活動状況に関する情報提供を行うものとする。

(指導及び助言)

第12条 教育委員会は、協議会の運営状況に関して的確な把握を行い、必要な指導及び助言をするものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報提供に努めるものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則の一部改正)

2 長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規則(昭和53年長野県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成30年4月5日教育委員会規則第7号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の学校運営協議会規則(次項において「旧規則」という。)第1条の規定により設置されている学校運営協議会は、第2条の規定による改正後の学校運営協議会規則(次項において「新規則」という。)第1条第1項の規定により設置された学校運営協議会とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則第3条第2項の規定により委員として任命されている者は、新規則第2条第2項の規定により委員として任命されたものとみなし、その任期は、新規則第3条の規定にかかわらず、平成30年4月30日までとする。

附 則(令和2年3月16日教育委員会規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。